

京都市訓令甲第5号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成20年8月27日

京都市長 門 川 大 作

第2条第13号イ中「及び」の右に「第20条第1項ただし書に規定する」を加え、「押印する」を「別に定める処理を行う」に改める。

第16条第1項ただし書中「收受日付印の押印を省略することができる」を「この限りでない」に改める。

第20条第1項本文中「作成し、」の右に「速やかに」を加え、同項ただし書中「付し、」の右に「速やかに」を加える。

第21条第7号中「押印する」を「押印をする」に改める。

第22条第2号中「の所定の箇所に押印する」を「に別に定める処理を行う」に改め、同条第3号中「押印する」を「押印をする」に改める。

第30条第1項中「押印すべき」を「押印をすべき」に改め、同条第4項第2号中「押印する」を「別に定める処理を行う」に改める。

第31条第1項を次のように改める。

收受し、又は作成した公文書で、上司の閲覧に供する必要があると認められ、かつ、当該公文書の全部を電磁的記録のまま文書管理システムに登録することができるものについては、文書管理システムにその要旨を簡明に入力する等必要な事項を入力することにより、速やかに電子決裁を行わなければならない。ただし、当該公

文書の全部又は一部が紙文書であるときは、添付文書回議票（第9号様式）を当該紙文書に付し、速やかに併用決裁を行わなければならない。

第31条第2項中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の規定にかかわらず」を「添付文書の全部が紙文書であり」に改め、「軽易」の右に「又は定例的なもの」を加え、「処理する」を「処理を行う」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第43条第1項各号列記以外の部分中「第10号様式」を「第11号様式」に改める。

第47条第1項中「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

第49条第4項を削る。

第11号様式を第12号様式とし、第10号様式を第11号様式とし、第9号様式を第10号様式とし、第8号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式（第31条関係）

添付文書回議票		添付文書回議票番号		
		保存期間		
		分類記号		
供覧開始日		供覧開始者		
供覧終了日				
件名				
(公開件名)				
(閲覧)				
(添付文書)				
添付文書名		添付ファイル名	種別	サイズ

注 確認等を行うときは、確認画面で添付文書回議票番号を入力してください。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市公文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成する決定書案及び供覧書について適用する。

(総務局総務部文書課)